

令和6年度版

ごみ減量・リサイクル活動の手引き

岡崎市環境部ごみ対策課

目 次

- 1 はじめに
- 2 ごみ減量・リサイクル活動
 - ・ ごみ減量推進員の主な活動
 - ・ ごみ減量推進員の推薦人数
 - ・ ごみ減量・リサイクル活動の事例
 - ・ 報償金
 - ・ ごみ減量・リサイクル活動、事務の大まかな流れ
- 3 ごみステーション管理
 - ・ ごみステーションの新設、移設、廃止
 - ・ コンテナの準備
 - ・ 活動資材の支給
- 4 アパート・マンションのごみステーションについて
- 5 ごみ減量・リサイクル活動に関するQ & A

1 はじめに

岡崎市では、平成7年10月から空き缶、空きびんの分別収集、平成14年1月からは容器包装リサイクル法に対応するため3分別(紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集を開始しました。そして、プラスチック資源循環促進法に対応するため、また、更なる資源物の回収を目指して、令和6年1月からはプラスチック製容器包装をプラスチック類へ、紙製容器包装を紙類へと、分別区分を変更しました。

現在、市内には可燃ごみステーションが約6,000か所、不燃ごみステーションが約4,000か所、リサイクルステーションが約1,300か所あります。

ごみステーションを管理していただくことを始め、ごみの分別、リサイクルを啓発していただくなど、平成7年10月から町内会に「ごみ減量・リサイクル活動」へのご協力をお願いしています。

各町総代、ごみ減量推進員各位を中心とした町内会の活動とともに、ますますのごみ減量・リサイクル活動を推進してまいりたいと考えていますので、環境行政に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

2 ごみ減量・リサイクル活動

ごみ減量とリサイクルの推進のため、町内会から「ごみ減量推進員」を推薦していただき、ごみ減量・リサイクル活動へのご協力をお願いしています。

ごみ減量推進員の主な活動

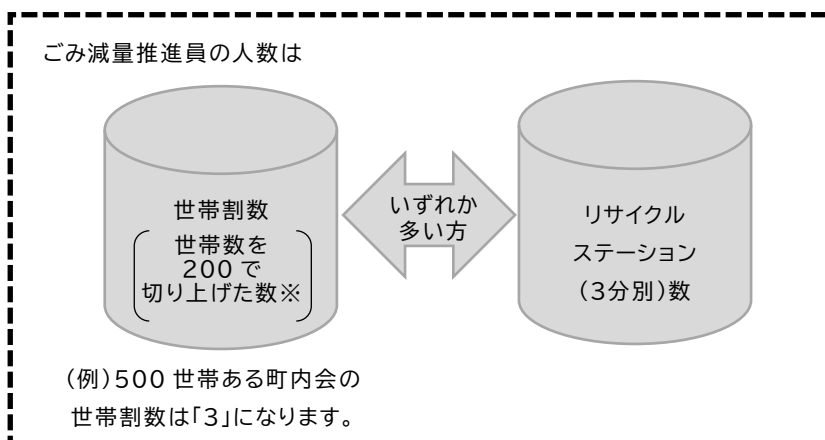
ごみ減量推進員の主な活動は次のとおりです。すべての活動を必ず実施していただく必要はありません。各町内会の状況に応じて、必要と考えられる活動を実施いただきますようお願いいたします。

- ・ ごみの正しい分別方法の周知
- ・ ごみステーションの適正な維持管理、運営
- ・ 資源回収事業の推進
- ・ ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種啓発

ごみ減量推進員の推薦人数

ごみ減量推進員の推薦人数の算定基準は、次のいずれか多い方の数としています。

- ・「世帯割数※(世帯数を200で割って切り上げた数)」
- ・「リサイクルステーション(3分別)数」



※世帯数は、当該年度の4月1日時点での世帯数

ごみ減量・リサイクル活動の事例①

【ごみの分別の啓発・推進のため、3分別回収の日に立ち番を行い、排出者に分別方法の周知を図っている。】

POINTS 立ち番は、効果的な活動の1つではありますが、必ず実施いただく必要はありません。実施の有無や実施回数は町内会ごとの状況に応じてご判断いただければ結構です。

また、ごみ出しに役立つポイントをまとめましたので、分別方法の周知の参考にしてください。

フタやラベル
とる？ とらない？

手で簡単に取れるものは取ってください。

例) ペットボトル: ラベル、キャップは取る。

リングはそのまま構いません。

ポン酢のびん: ペンチなどを使わないとフタが取れない
ようなら、そのまま構いません。

汚れたもの
洗う？ 洗わない？

水でサッと洗ってください。

立ち番の方で洗い直していただく必要はありません。

ペットボトルや空き缶
つぶす？ つぶさない？

空き缶はつぶさないで！

ペットボトルは、袋にたくさん入るよう、つぶしても
問題ありません。(つぶしてなくても回収します)

空きびん
整理したほうがいい？

整理する必要はありません。

整理していないほうが収集しやすいです。

スプレー缶
穴あけ必要？

不要です。

危険な作業はしないでください。

ごみ減量・リサイクル活動の事例②

【決められた収集日以外にごみを出すなど、ごみ出しのルールが守られていなかったため、収集曜日を記載した看板をごみステーションに設置したほか、市のルールを守るようチラシを町内に回覧した。】

POINTS ごみステーション用の看板は、ご希望があれば随時交付いたします。ごみ対策課、各支所でお渡しできますので、窓口へお越しください(8ページ参照)。

また、ごみ対策課では、各種啓発チラシやラミネート看板の作成、交付も行っています。各町内会のお困りごとに応じた内容で作成しますので、個別にご相談ください。

○作成依頼の多いチラシ・看板

お 願 い

ごみ出しは


- ① **きちんと分別して**
- ② **指定袋に入れて**
- ③ **収集日の朝に**
- ④ **ネットに入れて**

出してください

岡崎市・〇〇町内会

注 意

カラス被害が
多発していますので

可燃ごみは 

ネットの奥へ

入れてください

岡崎市・〇〇町内会

報償金

各町内会におけるごみ減量・リサイクルの推進を目的とした活動に対し、年度末に報償金を交付しています。

項目		算定基準
リサイクル ステーション割	3分別 相当分	31,200円 × 世帯割数 または リサイクル ステーション(3分別)数のいずれが多い方
	缶・びん 相当分	13,000円 × 世帯割数 または リサイクル ステーション(缶・びん)数のいずれが多い方
世帯割		60円 × 世帯数(上限 45,000円)
均等割		7,500円

※世帯割数の算出方法は2ページをご参照ください。

(例①)

- ・ 世帯数 350 (世帯割数 = 2)
- ・ リサイクルステーション 3分別:2か所、缶・びん:2か所

ごみ減量推進員 推薦人数 2名

リサイクル ステーション割	3分別相当分	62,400円
	缶・びん相当分	26,000円
世帯割		21,000円
均等割		7,500円
合計		116,900円

(例②)

- ・ 世帯数 160 (世帯割数 = 1)
- ・ リサイクルステーション 3分別:1か所、缶・びん:2か所

ごみ減量推進員 推薦人数 1名

リサイクル ステーション割	3分別相当分	31,200円
	缶・びん相当分	26,000円
世帯割		9,600円
均等割		7,500円
合計		74,300円

ごみ減量・リサイクル活動、事務の大まかな流れ

<前年度>

3月

次年度「ごみ収集カレンダー」の町内各世帯への配布

市政だより3月1日号にあわせて、市から総代宛てに配送します。
重要なお知らせですので、町内会に入っていない世帯に対しても配布していただきますよう、ご協力をお願いします。

活動資材(ごみ袋)の活用

ごみ減量・リサイクル活動用資材として指定ごみ袋を総代宛てに配送いたしますので、ごみステーションの管理にご活用ください。
※ リサイクルステーション(3分別)数に応じて配布数が異なります。
※ 本年度は分別変更に伴い、11月～12月に配送いたしました。

<活動年度>

4月

～

5月

「ごみ減量推進員推薦届」の提出

「ごみ減量推進員推薦届」は2月下旬～3月上旬に総代宛てに郵送します。ごみ減量推進員の選出後、ご返送をお願いします。
(提出期限:5月末)

「ごみ減量・リサイクル活動報告書」の提出

「ごみ減量・リサイクル活動報告書」は、12月中旬～下旬に総代宛てに郵送します。必要事項をご記入のうえご返送をお願いします。(提出期限:1月末)

※ 3月に交付する報償金の振込口座に関する情報をあわせてご確認いただきます。

1月

3月

ごみ減量・リサイクル活動報償金の交付

提出された「ごみ減量・リサイクル活動報告書」に基づき、ごみ減量・リサイクル活動報償金を町内会の口座へ振り込みます。

※ 市では報償金の用途は定めていません。

3 ごみステーション管理

ごみステーションには、「可燃ごみステーション」「不燃ごみステーション」「リサイクルステーション」の3種類があり、管理は町内会にお願いしています。

不法投棄、悪臭防止などの対策のため、ごみステーションを清潔に保っていただくようお願いします。

ごみステーションの新設・移設・廃止

ごみステーションの新設・移設・廃止を希望される場合は、各町内会の総代からの申し出が必要です。

町内会の中で協議を行い、総代名にて、ごみ対策課収集係(☎0564-23-6725)までお申し出ください。

新設・移設の場合は、必要に応じて市職員で現地確認を行った上で、新設・移設の可否を回答させていただきます。

コンテナの準備

空き缶・空きびん、発火性危険ごみ及び有害ごみは、隔週1回、リサイクルステーションでのコンテナ収集を行っています。

収集日の前日(月曜日収集地区では金曜日)にコンテナを配布しますが、前日の不適正排出防止のため、コンテナは裏返しで配布します。収集日当日、町内会のかたが排出できるようコンテナの準備をお願いします

※設置時間、手法などは各町内会の状況によりご判断ください。

活動資材の支給

毎年度3月に、翌年度分のごみステーションの維持管理や町内清掃で使用する指定ごみ袋を総代宅に配送させていただきます。

その他、ごみステーションを管理するために必要な物品・消耗品(下表参照)を、総代又はごみ減量推進員からの申請により支給いたします。

※本年度、指定ごみ袋は分別変更に伴い、11月～12月に配送いたしました。

種 類	内 容
看板	可燃ごみ 不燃ごみ 紙類 ペットボトル プラスチック類 空き缶・空きびん・発火性危険ごみ・有害ごみ 不法投棄防止 ※ごみ対策課のみでの支給となります
看板用支柱	長さ150cm(2cm角)
飛散防止用ネット	色:黄色 サイズ:2m×5m
ごみ袋(大)	10枚入り指定ごみ袋(可燃ごみ、不燃ごみ、紙類、ペットボトル、プラスチック類)
その他	軍手、ポケットレインコート、腕章

※ ごみ対策課資源循環促進係(市役所福祉会館5階)、ごみ対策課収集係(リサイクルプラザ3階)、各支所でお渡しできますので、必要数を事前にご確認の上、窓口までお越しください(各お問い合わせ先は裏表紙をご参照ください)。

※ 各支所で受け取りを希望される場合、在庫が不足している場合がございます。お手数ですが、受け取りを希望される支所へ事前にお電話でご確認をお願いします。

※ 看板が破損した場合などには、再度ご申請いただければ支給いたします。

※ 設置されていた看板が強風によって倒れ、市民に接触する事案が発生しています。看板を設置する際は、ひもで縛る、杭を打つなどして強風等で倒れないよう固定するほか、経年劣化の状況も随時、ご確認いただき、市民への安全対策にご配慮をお願いします。

※ 軍手、ポケットレインコート、腕章はごみ減量推進員の人数分の支給となります。

4 アパート・マンションのごみステーションについて

アパート・マンションのごみステーションの設置に関し、世帯数による設置基準を設けており、アパート・マンションの居住者のごみステーションについて、必ず町総代と協議するようアパート・マンションの設置・維持管理事業者に指導しています。

<アパート・マンションにおけるごみステーション設置基準>

ごみステーションの設置基準は、次のとおり世帯数に応じて設置することとしています。

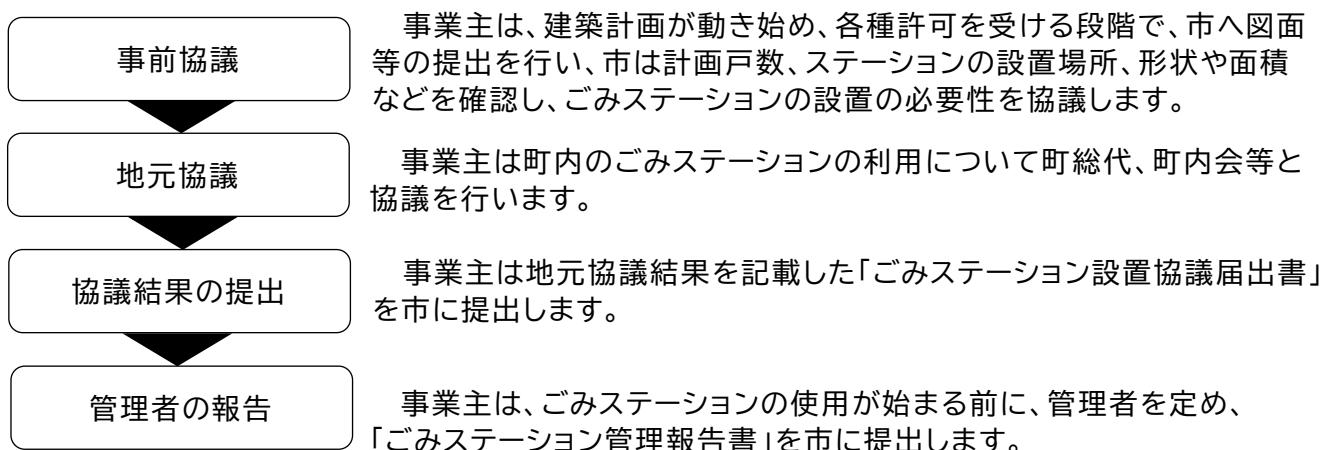
- ・ 可燃ごみステーション 20世帯ごとに、1ステーション
- ・ 不燃ごみステーション 20世帯ごとに、1ステーション
- ・ リサイクルステーション 100世帯ごとに、1ステーション

上記の基準に満たない場合、町内会が管理するごみステーションを利用させていただき協議を町内会と行うよう、事業主へ指導しています。

ごみ・資源物の効率的な収集のために、ご理解ご協力をお願いします。

アパート・マンションの建設に伴うごみステーションの設置に係る大まかな流れは以下のとおりです。手続きはすべて事業主が実施するため、町内会の皆様が行う手続きはありません。

<大まかな流れ>



5 ごみ減量・リサイクル活動に関するQ & A

質 問	回 答
ごみステーションに、警告シールが貼られたごみが残されています。いつまで残されますか？	警告シールが貼られたごみのうち、可燃ごみは次回収集日までに、不燃ごみ・3分別(紙類・ペットボトル・プラスチック類)は、次回収集日以後(概ね 8日程度)に回収をします。
分別が徹底されていないごみや、残置された警告シールが貼られた。ごみの内容物を調べたい。	各世帯のプライバシーを侵害するおそれがありますので、ごみステーションに出されたごみについて、調査(排出者の特定)、指導等を目的として、ごみ袋を開ける行為は控えていただきますようお願いいたします。 なお、継続的に不適正な排出がある場合は、当課で調査及び指導をいたしますので、ご連絡ください。
可燃ごみの収集時間は何時ですか？変更できますか？	可燃ごみの収集は、午前8時30分から開始し、午後2時までに終わられるよう手配しております。収集時間の変更については、各曜日とも効率的な収集を目指してルートを組み立てている都合上、申し訳ありませんが承ることができません。 また、交通の状況、工事等によるルートの変更によっても収集時間が変動する場合があります。重ねてご了承をお願いいたします。
ごみ収集カレンダーはいつ頃配布されますか？	毎年3月に市政だよりと一緒に配送いたします。町内会未加入世帯に対しても配布や回覧いただきますよう、周知啓発にご協力をお願いいたします。

質 問	回 答
<p>不燃ごみを持ち去るトラックを見かけた場合はどうすればいいですか？</p>	<p>違法業者の可能性が高く、大変危険なので声掛けはせず、行為者やトラックの特徴を市に通報してください。いただいた情報を基に、市でパトロールなどの対策を実施します。</p>
<p>町内会未加入者は町内会が管理するごみステーションへのごみ出しが可能ですか？</p>	<p>ごみステーションへのごみ出しは、町内会の加入未加入に関わらず可能です。</p> <p>しかしながら、ごみステーションの管理は町内会にお願いしていることから、トラブルを未然に防止するためにも、ごみステーションの位置、町内会におけるごみステーション管理方法などを事前にお伝えいただくなどのご協力をよろしくお願いします。</p>
<p>町内清掃する場合、清掃によって出たごみをどのように収集を依頼すればよいですか？</p>	<p>概ね 20 袋以上ごみがある場合は、通常のごみ収集とは別に、回収に伺わせていただきます。ごみの種類、ごみの量と集める場所をごみ対策課まで、ご連絡ください。</p> <p>なお、できるだけ早期の回収に努めますが、清掃日から回収まで最大5日程度かかる場合もあります。何卒ご了承ください。</p> <p>また、20 袋未満の場合は、通常のごみ収集の中で回収させていただきますので、ごみステーションにお出してください。</p>

< 問 合 せ 先 >

ごみ対策課 資源循環促進係 (市役所福社会館5階)	(0564-23-6530)
// 収集係 (リサイクルプラザ管理棟3階)	(0564-23-6725)
岡崎支所(シビックセンター2階)	(0564-51-1578)
大平支所	(0564-22-0174)
東部支所	(0564-48-2921)
岩津支所	(0564-45-2511)
矢作支所	(0564-31-3201)
六ツ美支所	(0564-43-2500)
額田支所	(0564-82-3100)